

下水道をご利用の皆さまへ

令和8年5月検針分から

下水道使用料改定を計画しています

ご家庭や事業所からの汚水を流域下水道センターで処理するなどの費用に対する収入が不足しているため、下水道利用料の改定を計画しています。

ご利用いただいている皆さまにはご負担をお願いすることになりますが、将来にわたり安全安心に下水道をご利用いただくため、ご理解ご協力をお願いいたします。



いつから変わるの？

令和8年5月検針分
(令和8年6月請求分)
から変わります。

令和8年4月1日以降に使用を開始した場合は、初回請求分から改定後の使用料が適用されます。

どのように変わるの？

基本料金、従量料金ともに単価を25%増額します。

なお、従量料金の区分において「51 m³以上」を最大値としていましたが、これを「51 m³から100 m³まで」と「101 m³以上」に細分化しました。

いくらになるの？

裏面の
改定後下水道使用料
をご確認ください。

「ご使用水量・料金のお知らせ」(検針表)より使用水量を確認し、「改正後下水道料金早見表」と照らし合わせることで改正後の料金を確認できます。

下水道使用料比較表 (1ヵ月の汚水量に対する金額)

料金区分	使用水量 (汚水量)	現行使用料	新使用料
基本使用料	0 m ³ から10 m ³ まで	1,018.9円	1,273.6円
従量使用料 (1 m ³ につき)	11 m ³ から35 m ³ まで	103.1円	128.9円
	36 m ³ から50 m ³ まで	166.4円	208.0円
	51 m ³ から100 m ³ まで	229.6円	248.0円
	101 m ³ 以上 (新設)		287.0円

※金額の表記はすべて税込みです。

※水道料金・下水道使用料において、それぞれの合計で1円未満の金額は切り捨てます。

下水道をご利用の方が対象です。
水道料金だけの方はこれまでどおりです。



問合せ先

玉城町役場上下水道課

T E L 0596-58-8207 F A X 0596-58-9475

受付時間 火・木 午前8時30分から午後7時まで

月・水・金 午前8時30分から午後5時15分まで

※土日祝祭日は除く

料金の切り替え時期について

利用月	令和8年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
令和8年4月1日以前から引き続き使用する場合※1			検針日	検針日			
令和8年4月1日以降新たに使用する場合※2							

※1 令和8年4月のご利用分から新料金の対象となりますが、4月検針は、3月31日以前の利用分が含まれるため、旧料金でのご請求となります。したがって、5月1日以降の検針から新料金を適用いたします。

※2 令和8年4月1日以降から新たに下水道を使用した方は、初回の検針分から新料金が適用されます。

料金の確認方法について

①検針表で水量を確認

ご使用水量・料金のお知らせ	
いつもご利用いただきありがとうございます。	
令和 7 年 8 月分	検針日 8 月 25 日
お客さま番号 099888-01	メーター番号 99999
給水場所 検針員 検針 花子	玉城町町123番地99
ご使用者	
玉城 太郎	様
前月使用水量 8 m ³	前年同月使用水量 16 m ³
今回指示数 675 m ³	前回指示数 (-) 659 m ³
メーター取替水量 (+)	0 m ³
水道使用水量	16 m ³
水道料金	2,146 円
消費税率 10%	(内消費税 196 円)
井戸等水量	***** m ³
下水道使用水量	16 m ³
下水道使用料	1,637 円
消費税率 10%	(内消費税 148 円)
合計金額(税込)	3,783 円
玉城町水道事業 登録番号: T9800020000519	
通信欄	
この用紙での料金のお支払いはできません。また、この用紙で集金することはありません。	
口座振替をご利用の方の振替予定日は 9 月 30 日です。	
口座振替済のお知らせ	

②改正後下水道使用料早見表を確認

汚水量	旧	新	差額	汚水量	旧	新	差額
0 m ³	1,018 円	1,273 円	255 円	31 m ³	3,184 円	3,980 円	796 円
10 m ³	1,018 円	1,273 円	255 円	32 m ³	3,287 円	4,108 円	821 円
11 m ³	1,122 円	1,402 円	280 円	33 m ³	3,390 円	4,237 円	847 円
12 m ³	1,225 円	1,531 円	306 円	34 m ³	3,493 円	4,366 円	873 円
13 m ³	1,328 円	1,660 円	332 円	35 m ³	3,596 円	4,495 円	899 円
14 m ³	1,431 円	1,789 円	358 円	40 m ³	4,428 円	5,535 円	1,107 円
15 m ³	1,534 円	1,918 円	384 円	45 m ³	5,260 円	6,575 円	1,315 円
16 m ³	1,637 円	2,046 円	409 円	50 m ³	6,092 円	7,615 円	1,523 円
17 m ³	1,740 円	2,175 円	435 円	55 m ³	7,240 円	8,855 円	1,615 円
18 m ³	1,843 円	2,304 円	461 円	60 m ³	8,388 円	10,095 円	1,707 円
19 m ³	1,946 円	2,433 円	487 円	65 m ³	9,536 円	11,335 円	1,799 円
20 m ³	2,049 円	2,562 円	513 円	70 m ³	10,684 円	12,574 円	1,890 円
21 m ³	2,153 円	2,691 円	538 円	75 m ³	11,832 円	13,814 円	1,982 円
22 m ³	2,256 円	2,820 円	564 円	80 m ³	12,980 円	15,054 円	2,074 円
23 m ³	2,359 円	2,949 円	590 円	85 m ³	14,128 円	16,294 円	2,166 円
24 m ³	2,462 円	3,077 円	615 円	90 m ³	15,276 円	17,534 円	2,258 円
25 m ³	2,565 円	3,206 円	641 円	95 m ³	16,424 円	18,774 円	2,350 円
26 m ³	2,668 円	3,335 円	667 円	100 m ³	17,572 円	20,013 円	2,441 円
27 m ³	2,771 円	3,464 円	693 円	105 m ³	18,720 円	21,448 円	2,728 円
28 m ³	2,874 円	3,593 円	719 円	110 m ³	19,868 円	22,883 円	3,015 円
29 m ³	2,977 円	3,722 円	745 円	115 m ³	21,016 円	24,318 円	3,302 円
30 m ³	3,080 円	3,851 円	771 円	120 m ³	22,164 円	25,753 円	3,589 円

【使用料計算例】※20 m³使用の場合

基本料金 10 m³ = 1,273.6 円

従量料金 (11 m³~35 m³まで) 10 m³ × 128.9 円 = 1,289 円

合計額の端数を切り捨てるため、下水道使用料は 2,562 円となります。

下水道事業は地方公営企業であり、汚水処理費用は下水道を使用した人からの使用料収入で賄わなければならないという「独立採算の原則」に基づく経営が求められており、今後、その水準に達するよう3年毎に見直しを検討し、段階的な改定を実施します。

これは、一度に大幅な引き上げを行うのではなく、住民の皆さまのご負担をできる限り抑えながら、徐々に適正な水準へと移行することを目指しており、このような慎重な対応により、町民生活への影響を最小限にとどめつつ、持続可能な事業運営を図ってまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。